

高岡第一高等学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に、在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

II いじめの防止等に関する基本的な姿勢

1. 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行います。

2. いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはけません。

3. 教員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、他関係者との関係を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

III 「いじめ」への対応

1. 未然防止

- ① 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めます。
- ② 球技大会・一高祭の参加やクラスの清掃活動等を通して、協力し助け合う事の大切さをはぐくみます。
- ③ ホームルームの時間等を利用して、「いじめ」問題について考え、意見交換の場を作ります。

- ④ 「いじめに関するアンケート」を定期的実施し生徒の心の状態を把握します。
- ⑤ 定期的に面接を行い生徒の心の変化に気を配ります。

2. 「いじめ防止対策委員会」の設置（以下 委員会という）

*平成26年度より校務運営組織として設置しました。

構成 校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭等

*必要に応じて 心理の専門家（スクールカウンセラー）追加

役割

- ① 本校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と、検証。
またその見直しを行う。（月に一度の定例会実施）
- ② 教職員の共通理解と意識啓蒙（校内研修の実施）。
- ③ 生徒、保護者・地域に対する情報発信と意識啓蒙、意見聴取。
- ④ 発見されたいじめ事案（重大事案を含む）への対応。
- ⑤ 生徒、保護者へのアンケート実施またその分析と対応。
- ⑥ いじめや、いじめが疑われる行為を発見したときの教職員の相談窓口。
（いじめ防止対策委員会）

3. いじめの早期発見

- ① 生徒指導部は、7月、12月（年2回）生徒対象の「いじめアンケート」実施及びその分析を行います。
- ② 保護者面談を通し、生徒の家庭での様子、変化など無いか聞くことからいじめの有無を推察します。（兆候があれば対応します）
- ③ 休み時間の校内巡視を通して生徒の様子を観察、気になる事は、担任に報告します。必要があると判断したときは、知事政策局私学担当へ報告します。
- ④ 定期的に放課後の校外巡視を実施します。生徒には、教師が放課後も見回りに出ていることを知らせるだけでも、いじめ抑止の効果が見込まれます。その際に生徒の帰路に、空き地等の場所を調べそのような場所を重点的に巡視します。万一いじめの現場を発見したときは、速やかにいじめられている生徒を保護し、知事政策局私学担当に報告します。
- ⑤ 家庭訪問や学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力をはかります。

4. いじめの早期解決

被害者と加害者の間であった事実を両者から聞きとり、正確ないじめの実態を把握します。その上で、いじめにかかわった生徒（いじめの現場に傍観者として居合わせた生徒も含め）に対して必要な措置をとるとともに、再発することがないように指導します。

- ① 被害生徒を守ることを最優先とし、心身のケアなど必要な対応をします。（スクールカウンセラーの活用）
- ② 加害生徒がいじめに及んだ原因と背景を究明し必要な措置を執ります。
- ③ 事態の発生した生徒集団には、事態を十分に説明し、再度いじめが発生しないように指導します。
- ④ 保護者への説明
被害生徒の保護者には、加害生徒に対してとった指導措置を説明するとともに現在の被害生徒の状態を聞き、学校が（被害生徒を守るために）できることの提案、また被害生徒の保護者の要望を聞きます。
加害生徒の保護者には、被害生徒の様子を知らせ、学校の指導措置を通し、軽い気持ちで行う「いじめ」という行為がいかに相手を傷つけることがあるかという事の理解を得ます。
- ⑤ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請をおこなうとともに、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察と連携して対応します。

5. 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめの再発、また加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することを防ぎます。

具体的な対応策

- ① 教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け積極的に行います。
- ② お互いを思いやり、お互いの人格を尊重する指導の充実に努めます。
- ③ ホームルーム活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導します。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。

IV 教職員の意識

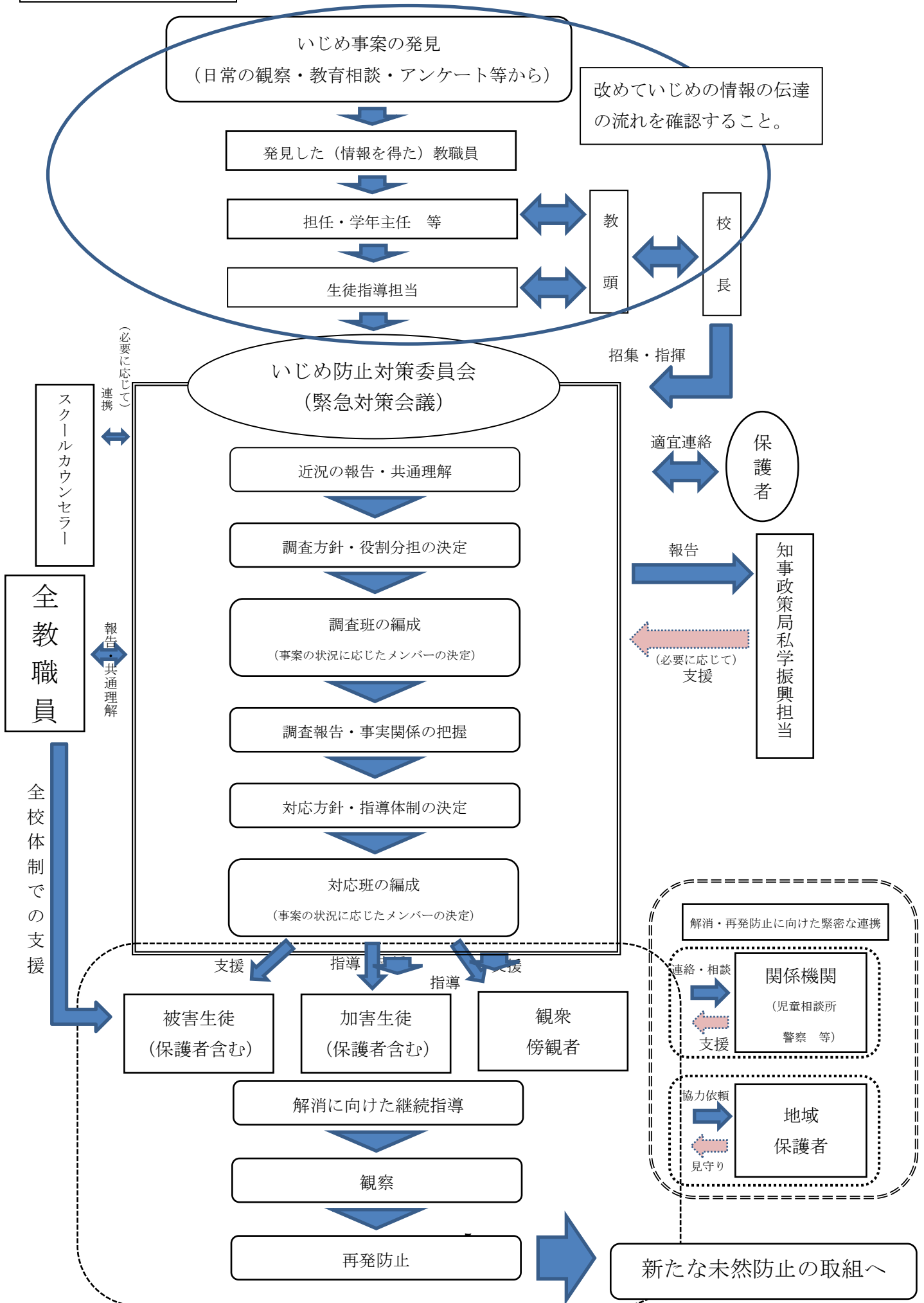
我々教職員は、この「いじめ」の問題が、どの学校においても起こりうることであるという事を認識し、生徒の小さな変化にも気をとめ普段から生徒への声かけを行い、お互いを尊重し合う人格形成の育成に心がけます。また、生徒の状態のなかで気になる事があれば、一人で抱え込まずに教員間での共通理解と対処に努め、関係機関やスクールカウンセラーの活用等を行いながら知事政策局私学担当への相談等迅速に行い、対象生徒の指導に当たります。

年間計画（いじめ防止に向けた取り組み）

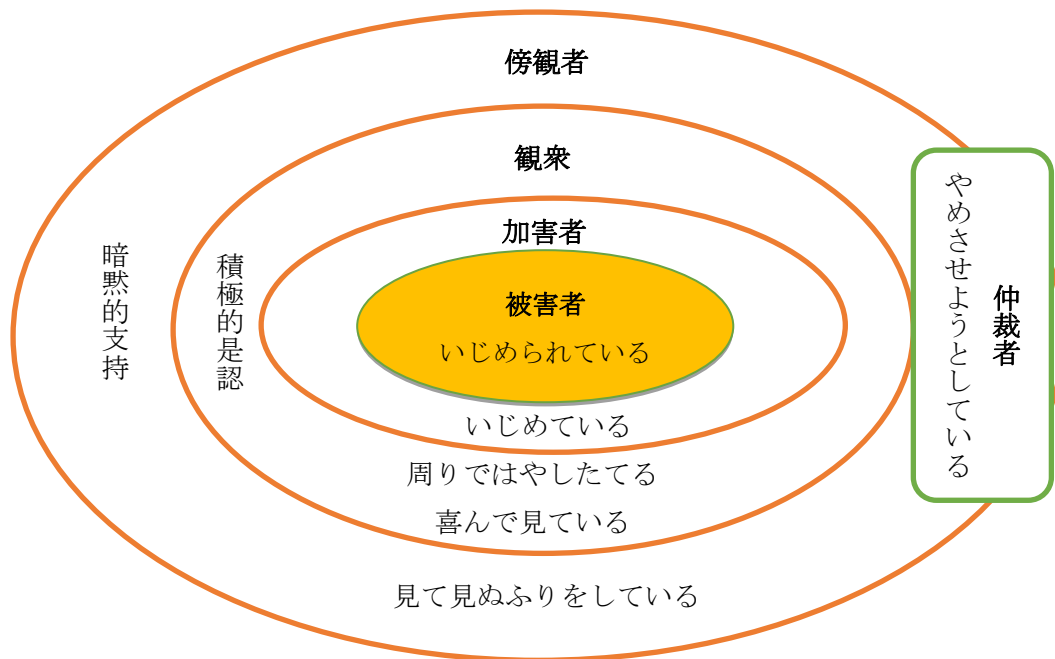
	HR 担任	生徒指導部	いじめ防止対策委員会
4月	二者面談		第1回
5月	保護者総会		第2回
6月			第3回
7月	三者面談	学校生活アンケート	第4回
8月		アンケート分析	
9月			第5回
10月			第6回
11月			第7回
12月	三者面談	学校生活アンケート	第8回
1月		アンケート分析	第9回
2月			第10回
3月			

※スクールカウンセラーによる相談（月2回）

いじめ対応の基本的な流れ



いじめの構図



【いじめ集団の構造】

(森田・清水 1986)

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に指示する存在であり、いじめられている子にとっては、支え（味方）にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言えます。

また、この4つの層は、設定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。いじめが行われたとき、周囲の者がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動の在り方と大きく関係しているのです。